

(表)

様式第3号（第6条関係・がん治療実施医療機関において記載）

長崎県小児・AYA世代がん患者在宅ケア支援事業

意見書

ふりがな		生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
氏 名			
住 所			
病 名			
備 考 (注意事項等)			
上記の者は、一般に認められている医学的知見に基づき、長崎県小児・AYA世代がん患者在宅ケア支援事業実施要綱第2条第1号に掲げる要件に、在宅ケア支援事業利用開始日（令和 年 月 日）の時点において該当するものと判断できる。 長崎県知事 殿 令和 年 月 日 医療機関名 _____ 医 師 名 _____ (自 署)			

※必要があるときは、お問い合わせする場合がありますのでご了承ください。

(裏)

長崎県小児・AYA世代がん患者在宅ケア支援事業実施要綱第2条第1号(抜粋)

末期がん患者(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)

※要介護認定における特定疾病の診断基準に準ずる

【定義】

以下の特徴をすべて満たす疾病である。

①無制限の自律的な細胞増殖が見られること(自律増殖性)

本来、生体内の細胞は、その細胞が構成する臓器の形態や機能を維持するため、生化学的、生理学的な影響を受けながら細胞分裂し、増殖するものであるが、がん細胞はそういった外界からの影響を受けず無制限かつ自律的に増殖する。

②浸潤性の増殖を認めること(浸潤性)

上記の自律的な増殖により形成される腫瘍が、原発の臓器にはじまり、やがて近隣組織にまで進展、進行する。

③転移すること(転移性)

さらに、播種性、血行性に遠隔臓器やリンパ行性にリンパ節等へ不連続に進展、進行する。

④何らかの治療を行わなければ、①から③の結果として死に至ること(致死性)

【診断基準】

以下のいずれかの方法により悪性新生物であると診断され、かつ、治癒を目的とした治療に反応せず、進行性かつ治癒困難な状態(注)にあるもの。

①組織診断又は細胞診により悪性新生物であることが証明されているもの。

②組織診断又は細胞診により悪性新生物であることが証明されていない場合は、臨床的に腫瘍性病変があり、かつ、一定の時間的間隔を置いた同一の検査(画像診査など)等で進行性の性質を示すもの。

注) ここでいう治癒困難な状態とは、概ね余命が6月間程度であると判断される場合を指す。なお、現に抗がん剤等による治療が行われている場合であっても、症状緩和等、直接治癒を目的としていない治療の場合は治癒困難な状態にあるものとする。

参考資料

平成21年9月30日付け老老発0930第2号要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について